2　産業構造・業態の特徴 施設数については、こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ（令和６年４月１日）」によれば、令和６年４月１日時点の保育所等（特定地域型保育事業を除く。）の数は約３万２千箇所となっており、特定地域型保育事業を行っている保育施設は約７千５百箇所となっている。また、こども家庭庁「令和４年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、令和５年３月31日時点の認可外保育施設は、約２万箇所となっている。 一方、児童数については、こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ（令和６年４月１日）」によれば、令和６年４月１日時点の保育所等（特定地域型保育事業を除く。）の定員（当該保育所等を利用する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第１項第２号及び第３号に規定する小学校就学前児童の定員）は約290万人、利用児童数は約260万人である。また、こども家庭庁「令和４年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、令和５年３月31日時点の認可外保育施設の入所児童数は、約22万人である。 職員については、保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を持つ保育士が中心となって担っている。令和６年４月１日時点の保育士登録者数は約200万人となっている。また、保育士の処遇改善について、近年の取組状況として、平成27年４月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、処遇改善等加算として３％相当の改善を行った。平成29年度予算においては、全職員一律２％の処遇改善を実施するとともに、努力が評価され、将来に希望が持てるよう、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築し、経験年数が概ね３年以上の職員に対しては、月額５千円、経験年数が概ね７年以上の中堅職員に対しては、月額４万円等の処遇改善を行った。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月８日閣議決定）に基づき、平成31年４月からは、更に１％（月額３千円相当）の処遇改善を行った。さらに、人事院勧告を踏まえた累次の改善を行ってきており、令和６年度においては、公定価格の保育士等の人件費について10.7％の改善を行った。これらの取組等により、平成25年度から令和６年度までの12年間において、約34％の処遇改善を実現した。 3　経営の特徴 一　［略］ 二　労働市場の状況 保育分野の全国平均の有効求人倍率は令和６年４月の時点で2.42倍となっており、全産業の1.18倍に比べ高い水準にある。 東京都福祉保健局「令和４年度東京都保育士実態調査報告書」によれば、過去に保育士として就業した者が退職した理由としては、「職場の人間関係」が31.5％、「仕事量が多い」が23.1％、「給料が安い」が22.1％となっている。 第２　経営力向上の実施方法に関する事項 ［１・２　略］ 3　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（４において「目標期間」という。）を設定するものとする。 4　目標期間は10年を超えないものとする。 ［第３～第５　略］	2　産業構造・業態の特徴 施設数については、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和２年４月１日）」によれば、令和２年４月１日時点の保育所等（特定地域型保育事業を除く。）の数は約２万９千箇所となっており、特定地域型保育事業を行っている保育施設は約６千９百箇所となっている。また、厚生労働省「平成30年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、平成31年３月31日時点の認可外保育施設は、約１万２千箇所となっている。 一方、児童数については、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和２年４月１日）」によれば、令和２年４月１日時点の保育所等（特定地域型保育事業を除く。）の定員（当該保育所等を利用する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第１項第２号及び第３号に規定する小学校就学前児童の定員）は約280万人、利用児童数は約259万人である。また、厚生労働省「平成30年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、平成31年３月31日時点の認可外保育施設の入所児童数は、約17万人である。 職員については、保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を持つ保育士が中心となって担っている。令和３年４月１日時点の保育士登録者数は約172万人となっている。また、保育士の処遇改善について、近年の取組状況として、平成27年４月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、処遇改善等加算として３％相当の改善を行った。平成29年度予算においては、全職員一律２％の処遇改善を実施するとともに、努力が評価され、将来に希望が持てるよう、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築し、経験年数が概ね３年以上の職員に対しては、月額５千円、経験年数が概ね７年以上の中堅職員に対しては、月額４万円等の処遇改善を行った。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月８日閣議決定）に基づき、平成31年４月からは、更に１％（月額３千円相当）の処遇改善を行った。これらの取組等により、平成25年度から令和２年度の８年間において、約14％の処遇改善を実現した。 3　経営の特徴 一　［同左］ 二　労働市場の状況 保育分野の全国平均の有効求人倍率は令和３年３月の時点で2.67倍となっており、全産業の1.12倍に比べ高い水準にある。 東京都福祉保健局「平成30年度東京都保育士実態調査報告書」によれば、過去に保育士として就業した者が退職した理由としては、「給料が安い」が29.2％、「仕事量が多い」が27.7％、「労働時間が長い」が24.9％となっている。 第２　経営力向上の実施方法に関する事項 ［１・２　同左］ ［加える。］ ［加える。］ ［第３～第５　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。